

令和4年度包括外部監査結果報告書に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

令和6年5月15日

第1 通知の範囲及び概要

1 令和4年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は66件です。

第2 内容

[令和4年度包括外部監査]

1 「多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 【外部監査の総括】多様性の尊重を軸に据え、コミュニティを構成するあらゆる人々が新たな価値を享受するという本来の目的に向かって施策を展開し、着実に推進されたい。【所管課：企画課】

ア 指摘等の内容

多様性の尊重が「多様な背景や個性を持った港区の在住者等がコミュニティに包摂され、共生・参画・協働する中で、新たな価値が創造されること」「その新たな価値を、コミュニティを構成するあらゆる人々が享受すること」を目的とすること、そのための手段として「包摂と共生」「参画と協働」という施策の方向性が打ち出されていることを特に意識しながら、各個別計画や事業を連動させ、分野横断的に展開されていくことが望ましい。

については、次のような施策を展開し、着実に推進されたい。

- ・港区基本計画の中に、「多様性の尊重」を軸に据えた取組を掲げ、その目指す目的を明確に示し、目的の進捗状況を管理する指標を定めること
- ・「人権尊重」「男女平等参画」「国際化推進」「障害者福祉」「子ども・子育て支援」「高齢者支援」という従来の諸施策を、個別計画において「多様性の尊重」を軸に据えた、新たな価値の創造、そして区民等がそれを享受することまでを目的とし、新たな施策の具体策として位置づけ、その目指す目的との連動性を明確に示すこと
- ・従来の諸施策を推進する各部門が、多様性の尊重を軸に据えて、組織横断的に連携するために必要な組織体制を整備すること

さらに、自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組についても、区職員の多様性が尊重されることはあくまで手段であり、その目的は新たな価値を創造すること、その価値をコミュニティを構成するあらゆる人々が享受する

こと、という理解の下に施策を進めることを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

令和5年度に改定した港区基本計画では、重点課題の1つとして「多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現」を掲げて目指す方向性を明らかにし、多様性の尊重を軸に据えた多分野の取組を計上するとともに、各施策に成果指標として計画最終年度（令和8年度末）の目標値を設定することで、効果的なPDCAサイクルの運用を可能としています。

さらに、港区地域保健福祉計画や港区国際化推進プランをはじめとした各分野の個別計画では、港区基本計画が掲げる重点課題や施策を踏まえ、より具体的に取組の目的や内容を示すとともに、港区基本計画において関連する個別計画を明記することで、港区基本計画と各個別計画との連動性を高めています。

港区基本計画の推進に当たっては、各部門において責任範囲を明らかにした事務分掌の下、専門性を持って多様性の尊重に関する取組を進めるとともに、分野横断で連携を図りながら取組を推進することで、「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を実現してまいります。

- (2)【人権尊重・啓発】憲法週間記念講演と映画のつどい事業について、受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

本事業に係る動画制作業務委託契約では、一般の委託契約書のひな形が使われており、また仕様書においても、「成果物（本業務を通じて、受注者が作成した全てを含む。）にかかる著作権は発注者に帰属する。」という記載があるだけであった。そのため、著作権譲渡に関してトラブルを避けるために規定する必要がある、著作権法第27条及び第28条の特掲や、受注者による著作人格権の不行使についての定めが抜けてしまっていた。

動画制作は、著作権が特に問題となり得るものであることから、今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

イ 講じた措置の概要

令和5年度は動画制作を行わなかったため、著作権が生じる契約はありませんでしたが、今後、著作権が生じる契約については仕様書に必要事項を定めることを担当者間で引継ぎ、課内でも情報共有しました。

- (3)【人権尊重・啓発】人権週間記念講演と映画のつどい事業について、著作権が生じる契約であるため、著作権に関する契約条項を使用するか、仕様書に必要事項を記載すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

人権週間記念講演と映画のつどいについても、一般のひな形が使用されていた。今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

イ 講じた措置の概要

令和5年度は動画制作を行わなかったため、著作権が生じる契約はありませんでしたが、今後、著作権が生じる契約については仕様書に必要事項を定めることを担当者間で引継ぎ、課内でも情報共有しました。

- (4)【人権尊重・啓発】人権講座について、著作権が生じる契約であるため、著作権に関する契約条項を使用するか、仕様書に必要事項を記載すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

人権講座の動画編集等業務委託契約については、一般のひな形が使用されており、仕様書に著作権に関する規定が定められていなかった。

今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

イ 講じた措置の概要

令和5年度は動画制作を行わなかったため、著作権が生じる契約はありませんでしたが、今後、著作権が生じる契約については仕様書に必要事項を定めることを担当者間で引継ぎ、課内でも情報共有しました。

- (5)【人権尊重・啓発】人権講座のうち、オンライン形式で行われた講座について、参加者が増えるよう周知方法の工夫を検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

令和3年度にオンライン形式で行われた講座は、参加者が2名であった。講師料は無償であったが、準備のために労力がかかっていることや、研修の目的を考えると、それらに見合った十分な効果があったとは言い難い。

今後、オンラインで開催するときは、参加者が増えるよう、周知方法を工夫されたい。

イ 講じた措置の概要

令和5年度はオンライン形式で実施した人権講座はありませんでしたが、今後、オンライン形式で実施する際には、広報みなどや区ホームページ等の広報媒体の活用に加え、SNS等も効果的に活用しながら、周知を工夫することを課内でも共有しました。

- (6)【人権尊重・啓発】同和対策等研究集会参加について、来年度以降については、効果検証をした上で、参加する研修や派遣する職員を精査することを検討すべきであ

る。【所管課：人権・男女平等参画担当、人事課】

ア 指摘等の内容

スキルアップのために費用をかけて参加させているのであれば、どの程度スキルアップしたのか、アンケートを実施するなどの効果測定を行うべきである。

その上で、次年度以降については、どの講座にどの部署の職員を派遣すれば最大限の効果が上がるのかを詳細に検討した上で、参加対象研修の絞り込みなどを行うことを検討されたい。

なお、これらの研修会はスキルアップのために多くの職員を参加させているものであり、職員研修に含まれるものであることから、人事課が作成している職員研修実施計画の中に位置づけることを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

同和対策等研究集會に参加した職員に対し、効果検証のため、アンケートを実施しました。

アンケートでは、研修参加後、人権意識の変化や人権知識が向上していると多くの参加者が回答しており、また集中的に学ぶことで更なる理解の深化につながっているなど、当該事業の成果を確認しています。

当該研修については、職員研修実施計画に位置づけるのではなく、人権に係る事業の一環として実施すべきものと整理しました。

(7) 【人権尊重・啓発】新聞・雑誌の購読について、来年度以降については、効果検証をしたうえで、より効果的な活用を検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

来年度以降については、購読している者全員に対し、感想や業務への具体的な活用状況についてのアンケートを実施するなどの効果検証をしたうえで、より効果的な活用ができるよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

新聞・雑誌の購読について、効果検証のためアンケートを実施したところ、毎月の新聞・雑誌の購読により、人権問題の現状への理解や関心が深まっていることが分かりました。また、新聞・雑誌が定期的に届くこと自体が意識の熟成につながっているという意見もあり、人権啓発への理解や関心を深めるきっかけになっているため、今後も効果の確認を定期的に行いながら、本事業を継続していきます。

(8) 【男女平等参画推進】男女平等参画に関する苦情申出制度について、過去5年間利用がないため、過去の解決事例や制度の対象となる事案の例を挙げるなど、より効果的な制度周知を行うことを検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

現状では、チラシ等で周知を行っているとのことであるが、どのような事案が対象になるのか区民が把握できていない可能性もあるので、解決事例や、対象となる事案の例を挙げるなどして、より効果的な周知を行われたい。

イ 講じた措置の概要

男女平等参画に関する苦情申出制度が適切に活用されるよう、区ホームページに、申出ができる事例を掲載しました。

- (9)【男女平等参画推進】苦情相談員の報酬について、「1回」の具体的な内容を事前に定めるなど、適切に報酬が支払われるような工夫を検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

苦情相談員については、「1回」につき報酬が支払われることになっているが、苦情相談員が行うのは、上記のとおり「調査」等であり、「1回」という概念にそぐわない場合も考えられる。

今後、事案が生じた場合には、例えば通常の審議会等の長さを考慮して、2時間程度の調査を行った場合には「1回」とするなど、どのような業務を行った場合に「1回」と捉えるかを明確にした上で、適切に報酬が支払われるよう工夫されたい。

イ 講じた措置の概要

当該報酬は苦情等処理申出の処理や調査に対してお支払いするものであり、案件ごとに支出しています。

今後、処理や調査の時間は、1回あたり2時間程度を目安とすることを通知文等で明確にし、委員に丁寧に説明します。

- (10)【男女平等参画推進】男女平等参画センター運営協議会について、委員の出席が確保できるような工夫を検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

運営協議会の委員の中に、令和3年度に開催された全12回のうち、一度も出席していない委員が1名、4回しか出席していない委員が1名見受けられた。今後は、年度当初に開催日程を決定するなど、委員の出席が確保できるような工夫をされたい。

イ 講じた措置の概要

対面での参加が難しい場合には、オンラインでの参加を促すなど委員が出席しやすいよう柔軟に対応しました。

- (11)【ワーク・ライフ・バランス推進事業】ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業について、港区の中小企業における多様性の尊重に繋がるよう、応募動機の調

査や、ホームページへの掲載状況の調査を行ったうえで、認定項目の見直し等を検討すべきである。【所管課：産業振興課】

ア 指摘等の内容

今後は、港区の中小企業における多様性の尊重に繋がるような、多様な人材確保という観点をより重視した認定となるよう、応募動機の調査や、ホームページへの掲載状況の調査を行ったうえで、認定項目の見直し等を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

認定企業に対し、応募動機や各認定企業が取り組む内容を確認したところ、現在の人材不足を受け、ワーク・ライフ・バランスを推進していることを自社の強みとして、人材確保につなげていきたい、との考えが多くを占めました。確認事項を踏まえ、「障害者差別解消法に基づく合理的配慮をしている」「65歳以上の高齢者を雇用している」といった、より多様な人材確保につながる取組を認定項目に加え、見直しを図りました。

- (12)【ワーク・ライフ・バランス推進事業】仕事と家庭の両立支援事業について、中小企業が両立支援体制を整備するインセンティブとなるような取組の必要性について、調査・研究することを検討すべきである。【所管課：産業振興課】

ア 指摘等の内容

現状の制度では、いずれの奨励金も、制度が整備されていることを前提に、利用実績があった場合に支給されるものとなっている。現状の奨励金制度にも合理性があるとは認められるが、今後は、より中小企業において両立が進むよう、制度整備奨励金のような、体制整備のインセンティブとなるような取組の必要性について、調査・研究されたい。

イ 講じた措置の概要

他自治体の事例を調査したところ、契約時の優遇措置に加え、資金繰り制度等で優遇措置を講じている例がありました。今後は、資金繰り制度等での優遇措置の導入に向けて検討を進めます。

- (13)【男女平等参画センター管理運営】業務基準書について、平成28年の改定前のひな形が使われていたため、今後は最新のひな形を使うよう留意すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

業務基準書のひな形は平成28年2月に改正され、それまでのひな形において必要とされていた「行動マニュアル」の作成は不要となっていたが、所管課である人権・男女平等参画担当において、改正前の古いひな形を使用して協定を締結していたことが原因であった。業務基準書は指定管理者の義務を定める重要な取り決め内容であり、事件・事故の際の対応などの総則的事項については区で統一する必要が

あると考えられるため、最新のひな形を使うよう留意されたい。

イ 講じた措置の概要

令和6年度からの新たな指定管理期間においては、最新の業務基準書のひな形を踏まえ、適切な業務基準書を使用することを担当者間で引継ぎ、課内でも情報共有しました。

- (14)【男女平等参画センター管理運営】今後の指定管理者制度の運用については、指定管理料に債務負担行為を設定する等、地方自治法の趣旨も踏まえた見直しを検討すべきである。【所管課：連携協創担当】

ア 指摘等の内容

今後の指定管理者制度の運用については、港区立男女平等参画センターの運営等、指定期間内において指定管理料を毎年支出することが見込まれる場合には、債務負担行為を設定する等、地方自治法の趣旨も踏まえた見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

指定管理者制度の運用見直しに際し、指定管理料の債務負担行為の設定についても、指定管理者や関係団体にヒアリングを行いました。ヒアリングでは「債務負担行為の設定によって指定期間中の指定管理料が担保されることは事業者として利点であるが、債務負担行為が設定されたことで、債務負担行為の設定額の範囲内で対応することを求められ、指定管理料を迅速に変更することが難しくなる恐れもある」、「新型コロナウイルス感染症拡大や光熱費急騰といった経験を踏まえると、必要な管理運営経費について柔軟かつ迅速に自治体に対応いただくことが事業者として重要であり、港区においては既に年度協定の変更により適宜対応いただいていることから、債務負担行為の設定は必ずしも必要ない。」等のご意見をいただきました。ヒアリングを踏まえ、指定管理料については、引き続き毎年度の予算編成において施設の管理運営の必要な額を措置し、指定管理者との年度協定に定めますが、区と共通の目標の達成を目指す「パートナー」である指定管理者が、安心して施設の管理運営業務を担えるよう、指定管理者の管理運営実績の評価の透明化を図るとともに、評価結果を次期公募選考に反映する等の運用見直しを行い、令和5年度から順次適用しています。

- (15)【男女平等参画センター管理運営】男女平等推進団体・学習団体について、リーブラの設置目的に沿った団体が増加するよう、SNSを通じたリーブラの存在及び事業内容の周知や区内大学・企業への広報などを検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

今後は、リーブラの設置目的に沿った男女平等推進団体・学習団体、特に若年層で構成されるこれらの団体が増加するよう、SNSによる広報のさらなる有効活用や、

区内大学・企業への直接の広報などを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

登録団体や講座受講者の増加につながるよう区やリーブラの SNS で、リーブラの事業について積極的に発信しました。また、フェスタ in リーブラのチラシを近隣大学に配付するなど周知を工夫したほか、リーブラ出前講座を通じて、企業に出向き講座を提供することで、リーブラを企業にも知ってもらえるよう取り組みました。

- (16) 【男女平等参画センター管理運営】フェスタ in リーブラについて、SNS の利用など、認知度を向上させる取組を行うことを検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

指定管理者においても工夫しているところではあるが、今後 SNS をさらに積極的に活用するなど、フェスタ in リーブラの認知度を向上させる取組を行われたい。

イ 講じた措置の概要

区やリーブラの SNS で、フェスタ in リーブラについて積極的に発信し、認知度の向上を図るとともに、メディア向けにプレスリリースを行うことで、集客を高めました。

- (17) 【男女平等参画センター管理運営】フェスタ in リーブラについて、活動成果発表における男女平等参画推進事業の強化や、若い世代の参加を促す工夫を検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

今後は、リーブラの設置目的により合致するよう、活動成果発表における男女平等参画推進事業の強化や、若い世代の参加を促す工夫を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

令和5年度のフェスタ in リーブラでは、男女平等参画の取組を区民にわかりやすく紹介するために、「《なるほどジェンダー》パネル展示」という企画を新たに行いました。また、若い世代への周知のため、チラシ・ポスターの配付先として新たに芝浦小学校、戸板女子短期大学、慶応義塾大学、明治学院大学を追加し、積極的に参加を促しました。

- (18) 【男女平等参画センター管理運営】リーブラ主催講座について、有職の若年女性が参加しやすくなるよう、講座の内容、開催時間、開催方法及び周知方法についての工夫を検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

今後は、有職女性に対してアンケートを行った上で、講座内容や開催日時を見直したり、区内企業のダイバーシティ・インクルージョンを担当する部署にリーブラ

主催講座の広報を直接行ったりするなど、有職の若年女性が参加しやすくなるような工夫を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

講座テーマや参加対象に合わせて、講師と相談しながら、有職女性も参加しやすいよう開催時間や参加方法を調整しました。複数回にわたる連続講座の場合には、参加者アンケートやヒアリングを通じて、参加しやすい日時や対面、オンラインのニーズ等を把握し、講座内容に反映するなど改善を図りました。

- (19)【中小企業ワーク・ライフ・バランス支援】ワーク・ライフ・バランス支援業務委託契約書について、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において著作権法第 27 条及び第 28 条の規定も含んだ必要事項を定めるべきである。【所管課：産業振興課】

ア 指摘等の内容

ひな形については一般の委託契約に関するものが用いられているため、著作権の譲渡に関する同法第 27 条及び第 28 条の特掲などが抜けてしまっている。今後は、著作権あり版ひな形を使用するか、仕様書において著作権法第 27 条及び第 28 条の規定も含んだ必要事項を定めるべきである。

イ 講じた措置の概要

著作権が生じる契約については、仕様書に必要事項を定めました。

- (20)【中小企業ワーク・ライフ・バランス支援】セミナー及びその後の相談会について、オンライン開催にするなど参加人数を増やす工夫を検討すべきである。【所管課：産業振興課】

ア 指摘等の内容

本事業については、指定管理者の事業として移管されているとのことであるが、今後はオンライン開催も含め、参加人数を増やす工夫をされたい。

イ 講じた措置の概要

セミナー・個別相談会について、参集とオンラインのハイブリッド形式で開催するとともに、これまでワーク・ライフ・バランス推進セミナーに参加した事業者に個別にメールを送るなど、参加者数の増を図りました。

- (21)【中小企業ワーク・ライフ・バランス支援】出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援について、より効果的な事業となるよう、実施内容の見直しを検討すべきである。【所管課：産業振興課】

ア 指摘等の内容

本事業については、指定管理者の事業として移管されており、指定管理者にはワーク・ライフ・バランス支援業務の受託者であった NPO みなとも含まれているとの

ことであるが、今後は、例えば経営相談も行うなど、相談事項の幅を広げ、指定管理者の持つ専門知識を十分に生かした効果的な事業とするべく、実施内容の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

指定管理者と協議し、中小企業診断士の有資格者が相談に対応する特色を生かし、ワーク・ライフ・バランスの相談を受ける際に経営課題なども含め幅広く相談を受け付けることとしました。

(22)【ICT 意識調査】港区公式 SNS による多言語での情報発信について継続的に改善を検討すべきである。【所管課：区長室】

ア 指摘等の内容

今後も、外国人に対する区政情報の発信に当たって、外国人の動向を踏まえて、港区公式 SNS による多言語での情報発信の強化（その際、調査結果の中で外国人の利用が多いと判明している SNS サービスへの新規展開や拡大を視野に入れた検討も含む）の継続的な改善の検討を行われたい。他方、これら調査結果を踏まえて、費用対効果を勘案し、従来の手法の縮小を行うことも重要であり、適切であるが、港区として多様な広報媒体（紙媒体、ケーブルテレビ）を選択肢として持っていることのメリットにも配慮されたい。

イ 講じた措置の概要

新たに外国人向けの X（旧 Twitter）アカウント「Minato International（Information Board）」を開設し、主に区内在住の外国人に向けて、生活に必要な情報やイベント情報等を「やさしい日本語」、英語、その他言語の多言語で発信しています。また、より効果的な情報発信ができるよう、多言語による字幕やテロップを活用した外国人向けの動画制作や SNS を通じた発信等を強化します。

(23)【多言語対応推進】通訳タブレットや音声翻訳機の端末の追加配備を含む適正・十分な配備に留意されたい。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

すでに利用実績の把握、集計が実施されており、これに基づく再配備も一定程度行われているが、引き続き、未配備の部署、事業所におけるニーズも把握するなどして、端末の追加配備を含む適正・十分な配備に留意されたい。

イ 講じた措置の概要

通訳タブレットは毎月委託業者からの利用履歴の報告を受け、利用状況などを取りまとめており、利用状況に応じて、国際化で保管している端末を利用希望のある部署に貸し出すことで適切に配備しました。音声翻訳機については、令和 6 年度以降は各課で管理・運用を行うよう、見直しを行いました。

(24)【外国人への情報提供事業】ミナト・インフォメーション・ボードのフォロワー数増加の方策を講じるることについて検討すべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

ミナト・インフォメーション・ボードは、外国人（外国語を使う住民）をターゲットとして情報発信するツールとしての意義があるため、フォロワー数の増加のための方策を講じられたい。

イ 講じた措置の概要

情報発信媒体を増やし、多くの方に情報が届くようにするため、Facebook に加え、X（旧 Twitter）でもミナト・インフォメーション・ボードを開設し、情報配信を開始しました。ミナト・インフォメーション・ボードはやさしい日本語・英語・中国語・ハングルで、タイムリーな情報を届けられるようにしており、外国人に役立ち、興味を持ってもらえるよう、外国人の国際交流員が中心となりコンテンツを検討し、発信するなど内容を充実させることでフォロワー数の増加を目指しています。また、外国人の暮らしに関する様々なサービスを提供し、在住外国人に幅広いネットワークを有している民間企業と連携協力協定を締結しました。多くの会員や Facebook フォロワーを有する当該企業のネットワークを活用し、情報発信を強化します。

(25)【一般財団法人港区国際交流協会助成】港区国際交流協会に対する補助金の決定に当たって、同協会の事業運営や財政の実態を適切に把握し、適正な助成額を具体的に判断すべきである。併せて、同協会に対し、適切な監督・助言を行うべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

中期経営計画（第3期）策定の時点において経営基本計画どおりの進捗が実現していないことが判明していたならば、国際交流協会としては、現状を踏まえた中期経営計画を策定し、補助金申請（予定）額についても経営基本計画策定時の想定から変更することが検討されるべきであったと考えられる。このことと対応して、港区の担当部署としては、国際交流協会からの補助金交付申請等の機会を捉えて、同協会に対し、中期経営計画の内容に関して助言したり、補助金交付を通じた一定の監督をしたりすべきであったと考えられる。今後、現在の経営基本計画及び中期経営計画（第3期）の対象期間の満了を迎えることから、この機に、国際交流協会の事業運営や財政の実態を適切に把握し、今後は、年度毎の適正な助成額を具体的に判断していくべきである。

イ 講じた措置の概要

令和5年度に「港区一般財団法人港区国際交流協会経営評価委員会」を設置し、国際交流協会の財務状況、運営状況、中期経営計画の進捗状況を確認し、当該団体

へ指導をしました。今後も同委員会にて指導・評価した内容の進捗状況を確認し、年度毎の適正な助成額を判断します。

- (26)【一般財団法人港区国際交流協会助成】国際交流協会の組織運営・体制についても審査の対象として捉え、不十分な点については是正を促す等の対応をすべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

補助金交付を行う港区の立場からも、国際交流協会において中期経営計画の実現が困難となっている状況にあっては特に、同協会の理事等役員の構成や理事会等の会議体の運営状況を確認・評価し、理事等の知見が同協会の事業運営に活かされ得る体制となっているか否かという点も含めて、補助金の交付決定の判断材料とし、不十分な点があれば是正を促す等の対応をすべきである。付言すると、令和3年度までの状況からは、「経営の自立化」が港区からの委託事業を前提としない、自主事業での黒字化を目標とするものであれば、いささか無理があると考えられる。国際交流協会が現在担っている各事業の意義・重要性、それら事業の一部は採算性を前提としない福祉施策的位置付けの事業であることに鑑みて、同協会を港区の政策実現のための必要なパートナーとして位置づけて、当面、港区が発注する委託事業を織り込んだ「経営の自立化」を目標とするような方向性も検討されるべきである。

イ 講じた措置の概要

「港区一般財団法人港区国際交流協会経営評価委員会」を開催しました。当該協会について「経営の方向性を見直しが必要」とし、経営コンサルタント及び会計士による専門家の知見を事業、会計管理に取り入れ、3年度間で管理運営費に係る経費の黒字化を実現するとともに、公益事業の赤字を減少させるため、現行の経営方針及び中期経営計画の見直しを行うよう評価しました。同委員会での評価を踏まえ、国際交流協会内で、経営状況及び事業の進捗状況を組織内及び客観的に把握し、組織運営の方向性を定めるため、「一般財団法人港区国際交流協会経営改善委員会」を立ち上げ、経営方針及び中期経営計画の見直しを行います。

- (27)【一般財団法人港区国際交流協会助成】国際交流協会に対する補助金について、運営費補助から事業費補助への変更、成果指標（アウトカム指標）を設定して効果測定・検証を実施するなど、あり方を検討されたい。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

補助金等の交付にあたっては、事業費を補助金の交付対象として、政策的に当該事業の実施について必要性が認められる場合に交付されることが望まれる。また、事業費補助に変更して成果指標（アウトカム指標）を設定することで、毎年PDCAによる効果測定・検証が可能となる。そのため、国際交流協会に対する補助金は、交

付要綱を見直しのうえ事業費に対する補助へ切り替えることも含め、あり方を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

国際交流協会に対する補助金について、運営費補助から事業費補助に変更しました。「港区一般財団法人港区国際交流協会経営評価委員会」や国際交流協会内の「一般財団法人港区国際交流協会経営改善委員会」において事業の効果検証を行います。

- (28)【一般財団法人港区国際交流協会助成】国際交流協会の収支管理方法では、人件費等のコストが事業別に把握できていないため、これらのコストについて各事業に適切に按分することで正確な事業別の収支状況を把握できるようにすることを検討すべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

国際交流協会において、事業費と別に計上されている人件費について各事業に適切に按分することで正確な事業別の収支状況を把握されることが、収支状況が芳しくない現状にあって特に重要であるため、港区として、この点の改善について国際交流協会に働きかけをすべきである。

イ 講じた措置の概要

国際交流協会においては、適正な収支管理を行うため、公認会計士に会計管理の分析状況報告書等の作成を依頼することとしました。また、事業別の収支状況を正確に把握するため、令和6年度以降は、各事業の人件費は各事業費の収支に計上することとしました。

- (29)【国際交流スペースの運営】国際交流団体以外の団体に集会室利用を広げることの是非を検討されたい。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

現在の運営では、国際交流団体のみを団体登録しているが、その結果、令和3年度の登録団体は8団体にとどまり、また、定例的・頻繁に集会室を利用しているのはそのうち2団体程度にとどまる実態にある。新型コロナウイルスの影響もあるとはいえ、現状、利用が低調であることは否めない。こうしたことから、国際交流団体以外の団体の団体登録を可とし、集会室利用を広げることの是非を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

港区国際交流スペースは国際交流団体に加え、在住、在勤、在学の区民も利用が可能です。本施設の利用者にヒアリングしたところ、施設予約をネットでできるようにして欲しいとの要望があったことから、令和6年度からオンライン予約を導入し、利用拡大に努めます。

(30)【地域で育む日本語学習支援プロジェクト】事業を必要とする外国人への利用促進に関する方策を検討すべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

基礎日本語教室の講座の開設であれば、曜日・時間帯・場所・回数・費用の設定等において、低賃金で労働している外国人の層に、より利用しやすい設定を検討したり、それら層に届きやすい周知方法を検討したりといった考慮や工夫を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

講座の周知方法については、賃金実態に即した周知は難しいものの、SNSやホームページでの周知に加え、区のシステムから外国人世帯の情報を抽出し、外国人世帯全戸にチラシを配布することで周知を強化します。また、今までは募集開始の1か月前にスケジュールを公表していましたが、参加希望者がスケジュールの都合を調整できるよう事業実施や募集開始の年間のスケジュールを事前に公表し、改善を図りました。

(31)【やさしい日本語推進】外国人参加者の地域参加に関する効果を検証すべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

事業の報告書における参加者の感想からは好評を得ていることが窺えるが、その上で、本事業が外国人参加者のその後の地域参加につながるといった成果に結びついているのか、事業の効果を検証すべきである。

イ 講じた措置の概要

地域で育む日本語学習支援プロジェクト参加者を対象にアンケートを実施したところ、近所の住人との会話も地域参加の一步と考え、事業参加後、近所の住人と話すようになったという人が事業参加前と比べると10%ほど増えるなど、一定の効果が得られていることが分かりました。

(32)【国際文化交流事業】事業の効果を評価・検証し、事業継続の是非や事業の実施形態について検討すべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

担当部署において、参加者数の実績含め、本事業の効果を評価・検証し、事業の継続の是非や事業の実施形態について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

北京市朝陽区書画交流展の来場者にアンケートをとったところ、違う文化に触れる機会があってよかったという意見が9割以上を占めていました。本事業は直接的な交流ではありませんが、作品を通じて他国を知るきっかけになり、他の文化に触れる機会を毎年設けることで、多文化理解につながることから、今後も継続して実

施します。

(33)【外国人のための防災対策】他の施策・事業への参加を含め、港区国際防災ボランティアのさらなる活用を検討すべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

登録ボランティアは、防災に関心があり、かつ、外国人支援ができる語学力を備えた人材であるところ、登録・育成したボランティアに災害時にのみ活躍を期待するのではなく、平常時において、国際化に関する他の事業にも活動を広げてもらうための仕掛け（国際交流協会に委託している事業の案内・勧誘など）や、他の事業の参加者を国際防災ボランティアに勧誘するといった、事業間での連携の工夫をすべきである。

イ 講じた措置の概要

区と国際交流協会が実施している外国人と地域の日本人が日本での生活や文化について平易な日本語を使って話すことを目的とした『日本語サロン』において、防災に特化した回を設け、国際防災ボランティアも参加し、事業の連携を行いました。

(34)【災害時における情報発信・伝達手段の強化】「港区防災アプリ」について、外国人の登録数拡大を図りたい。【所管課：防災課】

ア 指摘等の内容

「港区防災アプリ」は、プッシュ通知などの特長、利点があり、外国人にとっても有用なサービスであるところ、外国人向けの情報発信の機会を捉えた広報に努め、外国人の登録数拡大を図りたい。

イ 講じた措置の概要

港区防災アプリの登録案内に関する英語版のチラシを作成し、「Minato World City Club(大使館実務者連携会議)」で周知するとともに、みなとパーク芝浦で開催した、関東大震災100年継承プロジェクト「防災を学ぶ日」において、チラシを配布するなど、様々な機会を捉え、外国人に対する情報発信強化と登録数拡大を図りました。

(35)【赤坂地区赤坂・青山 Meet up プロジェクト】イベントの成果を活かす方策を講じられたい。【所管課：赤坂地区総合支所協働推進課】

ア 指摘等の内容

イベントの成果をさらに活かすべく、イベント終了をもって交流やつながりが終了、完結しないように、参加者間でのつながりや、参加者（日本人・外国人とも）の地域活動・地域とのつながりが生まれる（継続する）ような工夫、行事後のフォローといった取組がなされることに期待したい。

イ 講じた措置の概要

講座の最終回に、毎年発行している「赤坂・青山地域のできごと」という冊子を元に参加していきたいイベント等について話し合いました。また、町会・自治会の案内や参加できるイベントを紹介しました。イベント情報等発信している赤坂地区総合支所の SNS も紹介し、登録を促しました。

- (36)【港区国際化推進プランの推進体制について】各地区（総合支所）における外国人の実態把握の必要性（程度）や手法等について検討すべきである。【所管課：国際化・文化芸術担当】

ア 指摘等の内容

外国人の地域参加に向けた施策等を効果的に推進するためには、各地区（総合支所）において外国人の実情がよりの確に認識・把握されることが前提となる。このため、今後、関係部署ないし国際力強化推進委員会等の会議体において、あるべき外国人の実態把握の程度や手法等について検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

各地区の外国人実態を把握するための基礎調査を実施し、外国人の地域参加に向けた施策等を含めた港区国際化推進プランを策定しました。

- (37)【障害者差別解消推進】障害者差別解消に関する意識状況の調査等の実施を検討すべきである。【所管課：障害者福祉課】

ア 指摘等の内容

効果的な啓発のためには、同じような事業を繰り返すだけでなく、普及状況等に応じて、事業の内容の変更や、特に注力する啓発対象の属性を絞るなどをしていく必要がある。障害者差別解消法の施行から5年以上が経過しており、全体的な啓発は一定程度なされていると考えられることから、今後は、職員・区民の意識やこれまで区が配布してきた資料の活用状況など必要な調査を行って啓発事業の成果を確認するとともに、調査結果を踏まえて、障害者差別解消に向けた今後のより効果的な啓発の方向性や、障害者差別解消に積極的な企業や団体への支援なども含めた新たな事業の実施等について検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

障害者差別解消に関する意識やこれまで作成した啓発用冊子の認知度等について、職員へのアンケート調査を実施しました。今後はアンケート結果を踏まえ、より効果的な啓発方法等を検討します。加えて、企業における障害者差別の解消に向けて、中小企業セミナーの一つのメニューとして、中小企業に対する障害者差別解消法に関する講座を令和6年度に開催します。

(38)【障害者差別解消推進】職員の研修内容の改善及び職員全体に対する一歩進んだ研修を検討すべきである。【所管課：人事課】

ア 指摘等の内容

障害者差別解消について、障害や障害者差別についての理解をさらに深め、その解消のための実践をしやすいするためには、座学やバリアフリー体験だけでなく、他の自治体においても実績がある、障害者平等研修（DET(Disability Equality Training)。障害当事者がファシリテーターとして研修を進め、受講者はグループワークで考え議論する。）のような、一歩進めた深く考える研修の導入が有効と考えられる。また、区が継続的に「あらゆる分野及び施策において横断的に連携し、全庁を挙げて障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進するため」にも、区役所の組織全体において、障害や障害者差別についての本質的な理解を深めるとともに、社会環境の変化等に応じた知識や現状認識のブラッシュアップを図ることが必要と考えられる。については、管理職等も含めた職員全体について、前記のような一歩進んだ研修等も含めた研修の計画的な実施を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

障害当事者がファシリテーターとして研修を進め、グループワークを中心とした「障害平等研修」を実施しました。

(39)【心のバリアフリー推進】障害者優先調達について、適正な価格の維持や他の事業者に対する発注機会の確保などにも配慮することを検討すべきである。【所管課：障害者福祉課】

ア 指摘等の内容

都内において印刷業務を行っている障害者就労施設等は他にも存在するものである。障害者優先調達推進法に基づく調達であっても、価格の適正の確保や他の障害者就労施設等との受注機会の公平性等を考えた場合、特段の理由なく、継続して単独での随意契約をすることは好ましくないため、定期的に参考見積りをとるなどして、適正な価格の確保や他の事業者の受注機会の確保などに配慮することを検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

各課に対して、特定の事業者に限らず、特に区内における障害者就労支援施設等から見積書を得るなどして、適正な価格の確保や特定の事業者に限らない受注機会の確保のため、見積書は複数の障害者就労施設等へ作成を依頼するよう通知を发出了しました。

(40)【地域で共に生きる障害児・障害者アート展】障害者優先調達について、適正な価格の維持や他の事業者に対する発注機会の確保などにも配慮することを検討すべきである。【所管課：障害者福祉課】

ア 指摘等の内容

都内において印刷業務を行っている障害者就労施設等は他にも存在するものである。障害者優先調達推進法に基づく調達であっても、価格の適正の確保や他の障害者就労施設等との受注機会の公平性等を考えた場合、特段の理由なく、継続して単独での随意契約をすることは好ましくないため、定期的に参考見積りをとるなどして、適正な価格の確保や他の事業者の受注機会の確保などに配慮することを検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

各課に対して、特定の事業者に限らず、特に区内における障害者就労支援施設等から見積書を得るなどして、適正な価格の確保や特定の事業者に限らない受注機会の確保のため、見積書は複数の障害者就労施設等へ作成を依頼するよう通知を発出しました。

- (41) 【障害者情報バリアフリー推進事業】受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。【所管課：障害者福祉課】

ア 指摘等の内容

アプリ制作業務委託では、将来的にアプリケーションの改修等が必要になった場合に、受注者の著作権が問題となり得るものであることから、今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるようにされたい。

イ 講じた措置の概要

著作権が生じる契約については、仕様書に必要事項を定めました。

- (42) 【バリアフリー化の計画的な推進】区有建物のバリアフリー化進捗率の表示について、分かりやすく、誤解を生じないような表示とするよう検討すべきである。【所管課：地域交通課】

ア 指摘等の内容

構造上、改築等までバリアフリー化工事ができないものの割合について注釈を記入するなど、建築物のバリアフリー化進捗率について、実質的な進捗の実態が分かりやすく、誤解を生じないような表示とするよう検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

港区バリアフリー基本構想の策定及び特定事業計画の進行管理を行うために設置している港区バリアフリー基本構想推進協議会の資料では、区有建物のバリアフリー化進捗率について、大規模改修を除く進捗率をあわせて記載することで、実質的な進捗の実態が分かりやすく、誤解を生じないようにしました。

(43)【福祉のまちづくり推進】受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。【所管課：保健福祉課】

ア 指摘等の内容

著作権が関係する契約については、将来的に著作物の改変や二次使用が必要になった場合に、受注者の著作権が問題となり得るものであることから、今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

イ 講じた措置の概要

著作権が生じる契約については、仕様書に必要事項を定めました。

(44)【福祉のまちづくり推進】望ましい情報提供（情報保障）ができるよう、経路情報等について充実を図るよう検討すべきである。【所管課：保健福祉課】

ア 指摘等の内容

市町村がバリアフリーマップを作成する意義としては、①各施設に横断するバリアフリー情報や②各施設を接続する経路も含めた情報を一元的に収集・整理し、提供することにあるのであるが、現在の港区バリアフリーマップでは、①の情報の提供にとどまっている。港区においても、バリアフリーな経路の情報として、「バリアフリーおすすめコース」や「バリアフリーまち歩き Map in 港区」が作成・提供されており、これ自体は目的が一致する利用者にとっては意味がある経路情報であるが、体系立った情報提供がされているものではない。今後は、例えば、マップ上の主な区有施設等の表示を起点として、駅の改札やバリアフリー経路の出口と当該施設等との間のバリアフリー経路を表示できるようにするなど、利用者に分かりやすく、望ましい情報提供（情報保障）がされるように情報の充実を図ることを、港区バリアフリーマップ充実検討会等において障害当事者など利用者の意見も直接聴いて、検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

港区バリアフリーマップ充実検討会等において障害当事者など利用者の意見が聴取できるよう、障害当事者にも参加してもらいました。そこで出た意見を踏まえ、令和5年度から、主な区有施設から最寄りの交通機関までのバリアフリー経路情報を順次掲載するよう改めました。

(45)【障害者就労支援】委託する業務により想定される成果や業務量の目安について、仕様書に定めることが望ましい。【所管課：障害者福祉課】

ア 指摘等の内容

業務を委託する以上、業務内容については明確にすべきであることから、少なくとも、受注者とも協議して、目標とする成果や目安となる稼働時間等を具体的に想定して、仕様書に定めることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

令和3年度から実証的に本事業を進めてきた中で、分身ロボットを活用した就労に適した仕事内容や時間数、就労に必要な環境などについて把握してきました。本事業を本格実施する令和6年度の仕様書から、仕様内容に稼働時間数、パイロットの人数及び稼働箇所数の目標を定めます。

- (46)【障害者就労支援】実証実験の終了後は、実験の成果を活かして、他業務への拡大なども含めた検討をすべきであり、その判断には事前に一定の判断指標を設けるなどの配慮をすべきである。【所管課：障害者福祉課】

ア 指摘等の内容

遠隔操作ロボットの活用は、多様な労働環境の整備に資するものである一方、他に例が少ないことから、在宅障害者等の活動の場を広げることができるよう、現在の実証実験終了後は、売店業務の本格実施のみに終わることなく、実証実験の経験を活かして、他部署とも連携して受付業務等への適用範囲の拡大なども含めて検討し、必要であれば実証実験を継続することが望ましい。その際には、事前に一定の判断指標を設けるなどして、なるべく客観的な判断となるように配慮すべきである。

イ 講じた措置の概要

分身ロボットを活用した働き方として、売店業務に加え、喫茶店での接客業務や、他部署のイベントでの案内・受付業務など、様々な業務に取り組んできました。その中で、分身ロボットを活用して働く障害のある方から、働くことによる日常生活の変化、就労への思いや希望などを聴き取るとともに、人手不足の解消などへの貢献度や施設利用者の反応など、施設側の導入した効果などを検証したところ、一定の効果があることから、令和6年度から本格実施します。

- (47)【インターンシップ】障害者インターンシップ事業について、人事課以外の職場でのインターン実施等も含め、制度の拡充について検討することが望ましい。【所管課：人事課】

ア 指摘等の内容

区の業務には、情報管理の問題等もあるため、全ての部署でインターンシップ実習生の受け入れをすることは困難と思われる。しかし、インターンシップ実習生が体験できる業務の多様化や、職員が障害者とともに仕事をできる機会を増やすため、インターンシップによる配置を人事課以外の部署に広げるなど、制度の拡充を検討することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

障害者インターンシップ実習生の配置に関する意向調査及び実習生に依頼が可能な業務・作業に関する調査を実施しました。調査結果に基づき、障害者福祉課及び教育指導担当において会議室の清掃や通知の封入・発送業務を経験し、他課職員

との交流を図りました。

(48)【子育てコーディネーター事業】実施施設（履行場所）を再検討すべきである。

【所管課：子ども家庭支援センター】

ア 指摘等の内容

区民の利便性や地域的な公平性を考えると、南青山のみに2か所というのはやや歪な状況であり、他の場所での実施可能性についての検討をすべきである。

イ 講じた措置の概要

子育てコーディネーター事業を拡充したいと考えていますが、現在、子育てコーディネーターの人数が不足していることからまずは子育て支援員研修で子育てコーディネーターの育成を進めます。適切なスペース（個室）の確保が困難などの課題もあることから、これら課題を踏まえ、拡充に向けた検討を進めます。

(49)【子育てコーディネーター事業】コーディネーターとの契約書や同意書等の確認を検討すべきである。【所管課：子ども家庭支援センター】

ア 指摘等の内容

業務受託者であるNPO法人あい・ぽーとステーションと子育てコーディネーターとの間の契約書の確認が取れておらず、個人情報保護の文言や機密保持条項があるかどうかなどの確認ができていないので、早急に提出を求め、確認をすべきである。

イ 講じた措置の概要

NPO法人あい・ぽーとステーションにヒアリングを実施し、NPO法人あい・ぽーとステーションと子育てコーディネーターの間では、認定申請書と認定書のやりとりにより業務内容を共有していること、個人情報保護や機密保持については研修を実施し、遵守に向けて指導していることを確認しました。

(50)【子育てひろば事業】全施設の情報共有を図るべきであり、そのための情報共有体制の構築を検討すべきである。【所管課：子ども家庭支援センター】

ア 指摘等の内容

港区子ども家庭総合支援センターにおいては、カフェ事業を始めとした先駆的な試行にチャレンジしているところであり、今後、他の施設に対して先駆的な試行をフィードバックし、実現可能性などについても検討しているところであることから、早急に全施設の情報共有体制を構築すべきである。

イ 講じた措置の概要

施設向けの連絡会を実施し、情報共有を行いました。今後も施設間の情報共有を強化していきます。

(51)【育児休業からの復帰後の入所支援の充実】次年度の入所予約枠の決定に際しての情報収集等の追跡調査を検討すべきである。【所管課：保育課】

ア 指摘等の内容

入所予約の受け入れ予定数の設定には、通常の入所の空き定員が減ることを考慮する必要があるが、実際に申し込みをした保護者に対して、通常の入園申し込みで4月入所とすべきであったか、それとも、育児休業明け入所予約制度での申し込みをしてよかったと思っているかなどの調査を行い、区民への適切なサービス提供のために情報収集に努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

保育園の受け入れ環境が整ったこともあり、4月入所の定員枠にも影響を与えることなく、育児休業明け入所予約制度の申込者の希望に応えることができていることから、利用者への追跡調査等を直ちに行うことは考えていませんが、引き続き、利用状況を注視し、適切にサービスを提供していきます。

(52)【育児休業からの復帰後の入所支援の充実】保育コンシェルジュの予約につき可能な限り港区母子手帳アプリでの予約推奨を検討すべきである。【所管課：保育課】

ア 指摘等の内容

多様性の観点からは電話対応が必要な区民へのサービスも大切であるが、可能な限りアプリ上での予約を推奨するように区民に説明をすべきである。また、アプリを推奨するという観点から、区民から見た予約システムの使い勝手の意見調査をし、区民の声を反映させるよう努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

ホームページや母子バッグ（母子手帳配布時に配布）にチラシを封入するなど、アプリ上での予約を推奨しました。また、保育コンシェルジュを予約した保護者に予約システムについてアンケートを実施したところ、概ね好評の回答でしたが、予約した内容が通知されるとなお良いといった意見があったため、改善に向けて検討を進めます。

(53)【子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実】個人情報や相談内容の情報管理を徹底するため、適切な情報管理の方法や運用の在り方を整理し、施設内で周知を図ることを検討すべきである。【所管課：子ども家庭支援センター】

ア 指摘等の内容

現時点では、港区子ども家庭総合支援センターが新設されて間もないため、勢い日々の対応に追われ、人が人に伝えながらOJTで取り組んでいるというのが現状である。今後は問題点を振り返りつつ、個人情報や相談内容の情報管理を徹底するため、子ども家庭総合支援センターにおける情報管理の方法や運用の在り方を整理し、

施設内で周知、徹底を図ることを検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

施設内の同一フロアで業務を行う児童相談所、子ども家庭支援センターにおいて、個人情報の重要性を再認識し、その取扱いに万全を期すよう、個人情報や相談内容などの情報管理の方法や運用の在り方を整理し、職員間で共有しました。また、関係機関と情報共有する際に、知り得た情報は担当者以外に漏らすことがないよう改めて依頼し、情報管理の徹底を図りました。

(54)【要保護児童・要支援児童等対策】紙媒体の配布のみならず SNS の活用などによる啓発活動を検討すべきである。【所管課：子ども家庭支援センター】

ア 指摘等の内容

令和3年度の調査によると、パンフレットの認知度が50%から60%程度であり、認知度を上げるための啓発活動が必要であるところ、港区は各部署でTwitterのアカウントを有しており、また、Facebookのアカウントもあることから、SNSを活用した更なる啓発活動に取り組むべきである。特に、来年度にこども基本法が施行されることとなっていることから、今後リーフレットの改定などについても検討する必要があるが、SNSの活用についても検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

リーフレットの配布に加え、区立小・中学校に校内掲示用と各クラス掲示用のポスターを配布し、Xで「こども基本法」と「子どもの権利条約」について周知しました。

(55)【地区委員会活動支援】各地区間の活動に関する情報共有の充実策を検討すべきである。【所管課：子ども若者支援課】

ア 指摘等の内容

区として、白金地区や台場地区等で参加者が増えた理由や、各地区において事業実施の目的を再確認し、さらなる各地区の情報共有の取組を進められたい。

イ 講じた措置の概要

各地区の代表を集め情報交換・情報共有を行う場を令和5年度は4か月に1回開催し、参加者の募集や活動の周知方法など各地区の取組や課題を共有し、各地区の活動に生かしました。

(56)【子育て家庭の生活や社会参加の支援】産前産後家事・育児支援サービス及び母子専門支援員養成講座受講費助成事業の認知度向上策を検討すべきである。【所管課：子ども家庭支援センター】

ア 指摘等の内容

母子専門支援員養成講座受講費助成事業は令和3年度からスタートした新規事

業であるが、令和3年度の助成を受けた人数は9名であり、産後ドゥーラを利用したいという人は潜在的には多いと思われるものの、未だドゥーラの数足りておらず、産前産後家事・育児支援サービスの更なる認知度向上が助成事業の認知度向上にも資するため、それぞれの事業の認知度を向上するための施策を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

母子専門支援員養成講座受講費助成事業は、広報みなどやホームページで周知しました。また、産前産後家事・育児サービスについては、区民の利便性の向上を図るため、LINEによる利用登録を開始しました。

(57)【港区シルバー人材センター支援】貸付金の見直しを検討すべきである。【所管課：保健福祉課】

ア 指摘等の内容

区が特定の事業体に対して穴埋めのための貸付を行うことが常態化していることは、公益社団法人港区シルバー人材センターの資金繰りの改善努力に対する阻害要因ともなり、当センターが資金的に区に依存する体質を招きかねないため、本貸付金がなくとも事業資金に影響がないような財政案、事業計画を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

公益社団法人港区シルバー人材センターに対する補助金の交付時期を早めることにより、年度当初の貸付は行わないこととしました。

(58)【高齢者自立支援住宅改修等支援事業】コーディネーターの安定的な確保のための対応策を検討すべきである。【所管課：高齢者支援課】

ア 指摘等の内容

委託先はNP0法人東京住宅バリアフリー推進センターのみに依存をしており、他の業者の選定が困難な状況にあるところ、同NP0法人との契約が終了した場合の対応策として、コーディネーター無しでの本事業の運用ができるかどうかなども含めた具体的検討をすべきである。また、コーディネーターの名簿は提出されているが、年齢が分からず、今後コーディネーターの高齢化が進んだ場合の人員確保などについても同NP0法人と協議をし、その対応策を具体的に検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

コーディネーター無しで本事業が運用できるかの具体的検討については、事務処理の基準（内規）について、工事内容や施工方法、審査の内容など、建築の知識が十分でない職員も正確に理解できるよう、具体的な事例を追記するなど、コーディネーターとともに大幅に見直しました。コーディネーターの安定的な確保策について、委託先のNP0法人住宅バリアフリー推進センターと協議した結果、新たに4人の若手のコーディネーターが着任し、今後も継続的に業務を履行できる体制を確保

しました。

(59)【高齢者セーフティネットワーク】救急通報システムの更なる普及啓発をすべきである。【所管課：高齢者支援課】

ア 指摘等の内容

年間十数件は孤独死が発生しており（令和3年度の区で把握した在宅高齢者の死亡事例は18件）、それを防ぐためにも救急通報システムの更なる導入が効果的であり、その前提として、ふれあい相談員が対象者に導入のための説明等をしているとのことであるが、ふれあい相談員の対象者が約6,300世帯であるのに対して、現在、救急通報システムを設置している世帯は約1,100世帯ということであり、見守りが必要なひとり暮らし高齢者への導入を促進するための更なる宣伝活動を行い、また、宣伝媒体の種類の検討（ポスターなどの紙媒体も含む）など、宣伝活動の有効性を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

救急通報システムのポスターを作成し、高齢者が多く集ういきいきプラザや介護予防総合センターへ掲示するなど、普及啓発の取組を強化しました。また、いきいきプラザの職員に対し、救急通報システムの説明を行い、支援が必要な高齢者を把握した場合には、個別にチラシを配付するなど、救急通報システムの利用促進について協力を依頼しました。さらに、令和6年度からは、必要な人全てが安心して利用できるよう、住民税課税者を含め利用者負担額を全員無料としました。

(60)【生活支援体制整備事業】システム承継に関する取り決めの協議をすべきである。

【所管課：高齢者支援課】

ア 指摘等の内容

本事業のために運営しているWebサイトにつき、サイトの構築事業者は、地域生活支援に特化した開発をしている会社ということで、システム自体が港区用のパッケージになっている中で運用基準と運用マニュアルに基づき運用がされているが、当該サイトに関する所有権、著作権等の権利は全て当該事業者には帰属しており、仮に当該事業者との契約が終了するに際してのサイトの承継については契約書や契約内容となっている事業者作成の利用規約にはサイトの承継に関する定めがないため、事業者側の事情による契約終了に備えて、システム承継に関する取り決めの協議をすべきである。

イ 講じた措置の概要

委託事業者とシステム承継に関する協議を行いましたが、本サイトは、生活支援体制整備事業に特化した委託事業者が開発したパッケージソフトを使用しており、所有権等の承継について定めることは困難であることを確認しました。委託事業者側の事情による契約終了に備え、令和6年度の契約から、仕様書に「契

約を終了する場合には、受注者は地域活動情報管理システムに掲載している資源情報を編集可能なデータにて抽出し、発注者へ引き渡すこと」を追記することとしました。

- (61)【職員の意識・実態調査の実施・検証】職員のテレワーク推進の事業を「職員の意識・実態調査の実施・検証」として位置づけることが適切かどうか検討すべきである。【所管課：人事課、人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

計画上の事業に関する説明では、「港区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、男女が等しく仕事と生活の調和を実現できる職場環境を醸成するため、職員の啓発に取り組みます。」とされているが、紐づく事業は人事課の「テレワーク推進」となっている。「テレワーク推進」の事業の内容は、職員のテレワーク用のスマートフォンに係る経費である。その支出として、テレワークの端末利用料金が位置づけられている。テレワーク推進の事業の執行自体に違法性、不当性があるとはいえないが、これを「職員の意識・実態調査の実施・検証」として位置づけることが適切かどうか検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

テレワーク推進事業は、庁内における女性活躍に向けた「職員の意識・実態調査の実施・検証」において、男女が等しく仕事と生活の調和を実現できる職場環境の醸成のための職員の意識啓発の1つとして、制度の検証、見直し、周知に取り組んできました。テレワークを推進するためには、テレワーク端末やスマートフォンの配備といったハード面の整備だけでなく、職務は在勤庁に出勤して遂行するものという「固定観念」からの脱却や、前例踏襲や非効率な仕事の進め方を見直していくという意識変革との両輪で取り組む必要があるものです。こうした中、テレワークという新しい働き方を定着させるためには、職員の意識や職場実態、テレワーク実績を把握し、必要に応じて職員の意識啓発や職場風土の醸成に取り組むことが重要であると考えており、「テレワークの推進」を現在の事業名（職員の意識・実態調査の実施・検証）に位置付けることに一定の合理性があると判断し、当該位置付けは適切であると整理しました。

- (62)【ハラスメントの予防と相談窓口での解決】苦情処理窓口担当の利用についてアンケートを取るなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。【所管課：人事課】

ア 指摘等の内容

ハラスメント防止週間の実施期間中にハラスメント相談窓口を設置し、意識啓発用のポスターの掲出やパンフレットを配布し、全職員を対象としたハラスメント防止研修（ビデオ研修）を実施しているが、さらに、窓口担当の利用についてアンケ

ートをとるなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

ハラスメント相談窓口の利用及び外部相談窓口の設置等について、職員アンケートを実施し、周知・利用促進に取り組みました。

(63)【ハラスメントの予防と相談窓口での解決】外部有識者を苦情処理窓口担当とすることを検討すべきである。【所管課：人事課】

ア 指摘等の内容

苦情処理窓口担当が内部の職員等であり、相談窓口利用の選択肢を増やして心理的ハードルを低くするためにも、外部有識者を窓口担当として追加することを検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

ハラスメント相談窓口の利用及び外部相談窓口の設置等についての職員アンケートの結果、回答者の70%が「外部相談窓口があった方がよい」と回答がありました。この結果を受け、外部相談窓口を設置することを決定し、令和6年度の開始に向け、準備を進めています。

(64)【男性職員の育児参加の推進】男性職員の子育て参加を促す各制度の活用を可能とする職場環境づくりについて、具体的な施策を検討すべきである。【所管課：人事課】

ア 指摘等の内容

所属する男性職員による子育て参加を促す各制度の利用状況を管理職の人事評価の着眼点に取り入れるなど、「男性職員の子育て参加を促す各制度の活用を可能とする職場環境づくり」について、具体的な施策を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

育児休業を取得しなかった男性職員に対してヒアリングを実施しました。業務の引継と他の職員の負担増に不安を覚える職員が多かったことから、男性職員の育児休業の取得推進と、育児休業を取得するために業務を引き継ぐ職員と業務を引き継がれる職員の双方が安心して働くことができる職場づくりを目的として、育児休業の請求開始予定日前の概ね3か月を超えない範囲で代替職員（人材派遣職員及び会計年度任用職員（区分B））の前倒し配置をできるようにしました。

(65)【審議会等委員の女性参画の推進、女性職員の活躍促進】審議会の女性委員の比率などの情報をよりわかりやすく発信することを検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当、人事課】

ア 指摘等の内容

管理職の女性職員比率については区ホームページ「港区における女性の職業選択

に資する情報の公表」で公表されているが、審議会委員等の女性比率、管理職の女性職員比率及び男性職員の育児休業取得率について、民間の取組を参考にして、よりわかりやすく情報を発信することを検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

審議会等女性委員比率については、事業概要や年次報告書に掲載し、区ホームページにて公表しました。また、管理職の女性職員比率及び男性職員の育児休業取得率については、女性活躍推進法に基づき区ホームページ「港区における女性の職業選択に資する情報の公表」で公表しました。このほか、区民やリーブラ利用団体を対象とした講座等の題材としてこうした情報を取り上げ、説明するなど、分かりやすい周知、発信に取り組みました。

(66)【性別にかかわらず参加できる工夫】事業実績調査の結果の活用を検討すべきである。【所管課：人権・男女平等参画担当】

ア 指摘等の内容

取組の進捗状況を確認することは重要であるが、せっかく実績調査をしているのであるから、調査結果を集計・分析して、各課の取組について区内で情報共有して次の施策に活かすなど、実績調査の結果の活用を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

取組の進捗状況については、事業概要や年次報告書としてまとめるとともに、男女平等推進会議での各委員からの意見や答申に記載された評価内容を庁内に共有しました。